

大通達甲（警）第29号
大通達甲（備）第9号
令和7年8月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

職員の海外渡航について（通達）

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）第22条の規定に基づく、職員の公務以外の理由による海外渡航に係る承認手続等については、下記のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

記

1 承認手続

(1) 所属長以上の職員による海外渡航

- ア 所属長以上の職員は、公務以外の理由による海外渡航をしようとするときは、当該海外渡航に係る予約を行う前に、警察本部長の承認を受けること。この場合において、当該承認を受けようとする所属長以上の職員（以下この(1)において「申請者」という。）は、別記様式を警務部警務課に送付するものとし、送付を受けた警務部警務課は、警備部外事課を経由して、警察本部長に提出すること。
- イ 別記様式の提出を受けた警察本部長は、当該海外渡航の可否を決定し、警務部警務課を経由して申請者に結果を通知するものとする。
- ウ 海外渡航に係る承認を受けた所属長以上の職員は、旅行日程等の確定後、速やかに、確定事項を別記様式に記載し、警務部警務課に送付すること。

(2) その他の職員による海外渡航

- ア 所属長以上の職員以外の職員（以下この(2)において「職員」という。）が公務以外の理由による海外渡航をしようとするときは、当該海外渡航に係る予約を行う前に、別記様式を所属長に提出して承認を受けること。
- イ 別記様式の提出を受けた所属長は、安全性等を考慮して当該海外渡航の可否を決定するものとする。ただし、国交のない国や紛争地域等への渡航など、渡航先の安全性や国民性等から、職員の生命、身体及び財産に危害が及ぶおそれがあり、当該海外渡航を承認することが職務上妥当でないと考えられる場合、又は承認の判断に迷う場合は、所属長は、別記様式を警務部警務課に送付するものとし、送付を受けた警務部警務課は、警備部外事課を経由して警察本部長に報告すること。
- ウ 前記イただし書の規定による報告を受けた警察本部長は、当該海外渡航の可否を判断し、警務部警務課を経由して当該所属長に通知するものとする。この場合において、通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえて海外渡航の可否を決定するものとする。
- エ 海外渡航に係る承認を受けた職員は、旅行日程等の確定後、速やかに、確定事項を別記様式に記載し、所属長に報告すること。この場合において、報告を受けた所属長は、速やかに、別記様式を警務部警務課に送付すること。

2 留意事項

(1) 渡航先の選定

職員は、渡航先の選定に当たっては、渡航先の安全性や国民性、職務への影響等について、「外務省海外安全ホームページ」等により十分な検討を行うこと。

(2) 事前教養

所属長又は警備部外事課長は、海外渡航を行う職員に対し、当該渡航先に応じた個別具体的な指示や教養を行うこと。

(3) 品性の保持

職員は、渡航先の法令等を遵守し、警察職員としての信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

(警務課企画係)

(外事課企画係)

別記様式

		年	月	日
大分県警察本部長		殿		
		所 属 名		
		階 級		
		氏 名		
海外渡航承認申請書兼日程等報告書				
渡 航 先				
渡 航 期 間		年 月 日 (泊 日) 年 月 日		
渡 航 目 的				
同 伴 者	続 柄 氏 名 生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)		
その他	旅 行 会 社 名			
	旅 行 日 程			

- 備考 1 承認申請時において、未定事項の欄は空欄で構わないが、渡航先、渡航期間及び渡航目的については必ず記載すること。
- 2 渡航先は、すべて記載すること。
- 3 同伴者や旅行日程については、別紙を使用しても構わない。